

白梅学園大学・白梅学園短期大学学生懲戒規程

(2020 (令和2年) 年2月13日 教授会承認)

(目的)

第1条 白梅学園大学学則第46条、白梅学園短期大学学則第58条及び白梅学園大学大学院学則第46条に基づく学生の懲戒は、この規程の定めるところによる。

(懲戒の対象となる者)

第2条 この規程において懲戒の対象となる者は、大学、短期大学、大学院に所属する学生（以下「学生」という。）のことをいう。

2 科目等履修生の取扱いは、各規程の定めによる。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- (1) 著しく人権を侵害する行為
- (2) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (3) 学生の本分にそむき、本学の名誉を汚す行為
- (4) 本学の学則及び規程に違反する行為
- (5) 研究倫理に反する行為
- (6) 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

(懲戒の種類及び内容)

第4条 懲戒の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本学の学生としての身分を喪失させること。
- (2) 停学 3ヶ月未満の期間を定めて、又は期間を定めずに、登校を禁ずること。
- (3) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

2 懲戒に関する標準例については別表のとおりとする。

(懲戒の手続)

第5条 懲戒の手続は、白梅学園大学・白梅学園短期大学学生懲戒規程 細則のとおりとする。

(不服申立て)

第6条 懲戒を受けた学生は不服の申立てをすることができる。

(その他の必要事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(事務担当)

第8条 この規程に関する事務は、学生部 学生課が担当する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は2019（令和元）年6月13日より施行する。

この規程は2020（令和2）年2月13日より施行する。